



令和6年度補正予算・ 令和7年度当初予算案等の施策紹介

2025年4月

経済産業省 関東経済産業局

地域経済部 地域振興課

目次

- ① 中小企業新事業進出促進補助金
- ② 中小企業成長加速化補助金
- ③ 成長加速マッチングサービス
- ④ 省エネ診断、省エネ・非化石転換補助金
- ⑤ IT導入補助金

目次

- ① 中小企業新事業進出促進補助金
- ② 中小企業成長加速化補助金
- ③ 成長加速マッチングサービス
- ④ 省エネ診断、省エネ・非化石転換補助金
- ⑤ IT導入補助金

中小企業新事業進出促進事業（中小企業省力化投資補助事業を再編）

1,500億円（既存基金を活用）

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じて生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、
又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円）
従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円）
従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円）
従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円）

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



iGrants
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

目次

- ① 中小企業新事業進出促進補助金
- ② 中小企業成長加速化補助金
- ③ 成長加速マッチングサービス
- ④ 省エネ診断、省エネ・非化石転換補助金
- ⑤ IT導入補助金

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

- (1) イノベーションチーム、企画課、総務課、
経営支援課、財務課、海外展開支援室
(2) (3) イノベーションチーム
(4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。
- (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ～ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

売上高100億円を目指す、
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

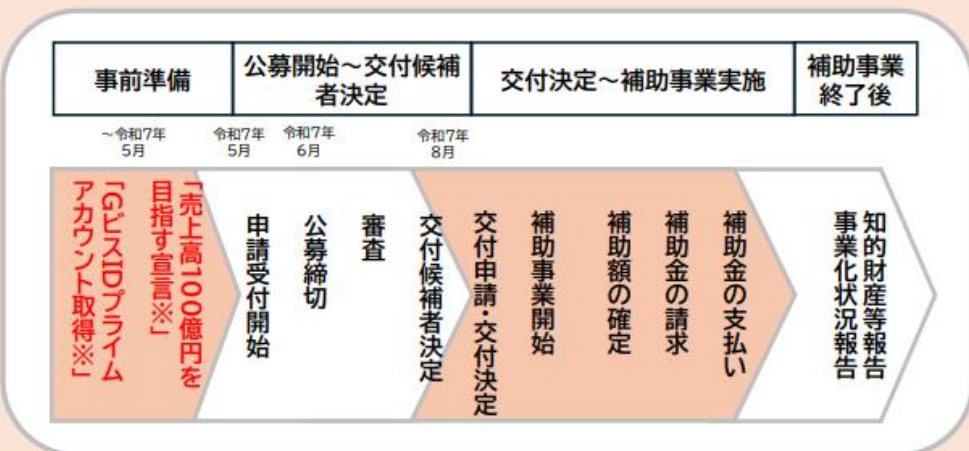
注意

- ※ 補助金制度の具体的内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
- ※ 申請には「GbizIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GbizIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円（補助率1/2）
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

事業スキーム



※売上高100億円を目指す宣言：
中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表するものです。

お問い合わせ先
補助金事務局の決定後、掲載します。

※GbizIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



1. 事業概要

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援**します。

【活用イメージ】

項目	内容
1 補助上限額	5 億円（補助率1/2）
2 補助事業期間	交付決定日から24か月以内
3 補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。
4 補助事業の要件	① 「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間） ※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるかは申請時に選択いただけます。 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く）。
5 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

（参考）「100億宣言」について

【企業が宣言に記載する内容】

- ① 企業概要
- ② 企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置（取組）



【宣言のメリット】

✓ 宣言取得による補助金等の活用

- 成長加速化補助金
- 経営強化税制の拡充措置【夏～】 など

※租特法が成立した場合

✓ 経営者ネットワークへの参加 【夏～】

- 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。

✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による 自社PR

※商標登録出願中

公表要領・申請用ひな形等の
特設サイトこちら→



2. 賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「給与支給総額」又は「従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（基準率）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標に従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
※「給与支給総額」か「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。

計算式

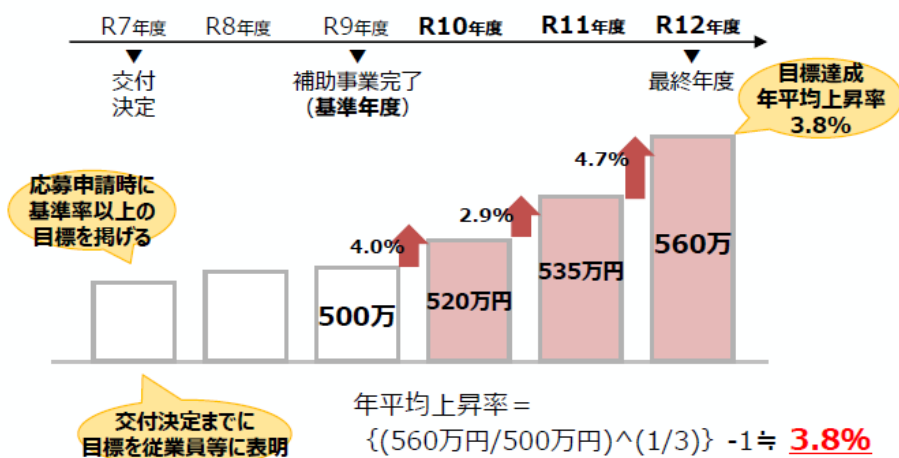
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
B : 基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
C : 1 / 3

事例

補助事業実施場所が石川県で
1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率3.5% > 石川県の基準率（3.4%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標に従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」が、申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 賃上げ要件の基準率

都道府県別の基準率

都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率
北海道	3.2%	東京	2.8%	滋賀	3.3%	香川	3.5%
青森	3.8%	神奈川	2.8%	京都	3.1%	愛媛	3.9%
岩手	3.8%	新潟	3.5%	大阪	2.9%	高知	3.8%
宮城	3.4%	富山	3.3%	兵庫	3.2%	福岡	3.4%
秋田	3.8%	石川	3.4%	奈良	3.3%	佐賀	3.9%
山形	3.9%	福井	3.5%	和歌山	3.4%	長崎	3.8%
福島	3.7%	山梨	3.4%	鳥取	3.9%	熊本	3.8%
茨城	3.4%	長野	3.3%	島根	4.0%	大分	3.8%
栃木	3.3%	岐阜	3.3%	岡山	3.3%	宮崎	3.8%
群馬	3.4%	静岡	3.2%	広島	3.2%	鹿児島	3.8%
埼玉	3.1%	愛知	3.1%	山口	3.4%	沖縄	3.8%
千葉	3.1%	三重	3.2%	徳島	4.3%	全国平均	3.2%

出所 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」（2019年度・2024年度）再編加工

※補助事業を実施する都道府県の年平均上昇率（複利計算）を基準値とします

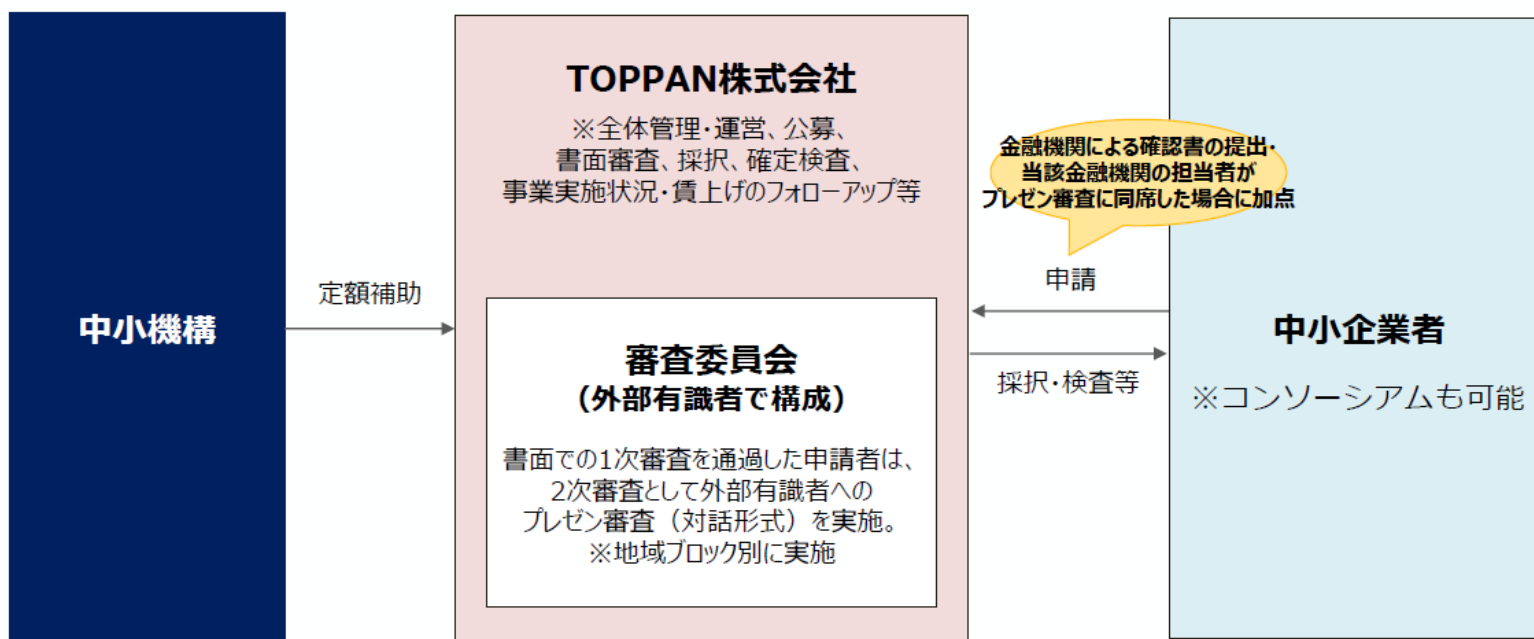
3. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）から採択された事務局が、中小企業成長加速化補助金の公募、審査、交付申請受付、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「**G.bizIDプライムアカウント**」が必要です。G.bizIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G.bizID
ホームページ



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

経営力

- ①将来の売上高100億円（あるいは更なる成長）に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸ばし、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
 - ✓ 高い売上高成長率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、それを実現できる事業戦略（当該補助事業を含む）となっているか。
 - ✓ 高い付加価値増加率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
 - ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか（売上高における設備投資額（当該補助事業を含む）の比率が高い水準であるか）。
- ②市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
 - ✓ 補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか（先行投資の取組、事業化可能性調査、テストマーケティング等）。
 - ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ③適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ④コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑤地域への波及効果として、投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、賃上げ要件の水準を上回るものとなっているか。
- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか（例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等）。
- ⑦下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。

実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか（ローカルベンチマークによるスコアリング）。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか（確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席する場合の加点等）。

6. 今後の主なスケジュールについて

4月下旬	公募説明会
5月8日（木）	1次公募 申請受付開始
6月9日（月）	1次公募 締切
7月上旬	1次審査結果の公表

- ※ 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続きにより再提出してください。**
（事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。）
- ※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合には御連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めの御申請をお願いいたします。**

7月下旬～8月下旬 （お盆を除く）	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
9月上旬	採択結果の公表（以降順次、交付決定）

- ※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

【事務局連絡先】

- ・電話番号 : コールセンターの開設は3月24日（月）を予定しております。
- ・質問受付フォーム : <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報はホームページをご確認ください。

目次

- ① 中小企業新事業進出促進補助金
- ② 中小企業成長加速化補助金
- ③ 成長加速マッチングサービス**
- ④ 省エネ診断、省エネ・非化石転換補助金
- ⑤ IT導入補助金

中小企業庁 成長加速マッチングサービス

2025年3月24日(月)サービス開始



成長加速マッチングサービスとは？

事業拡大や新規事業立ち上げなどの成長志向を持つ事業者と、支援機関（金融機関、投資機関、認定支援機関等）がつながることができるマッチングプラットフォームです。様々な知識と経験を持つ支援者が事業者の挑戦に対し、成長を加速させるための具体的な解決策を提供します。

事業者



基本情報や財務情報・挑戦課題を登録

メリット

- ・融資を必要とした際に最適な金融機関とつながることができる。
- ・事業承継課題について専門知識を持つ金融機関や投資機関等とつながることができる。
- ・事業者の企業価値の向上を目指す投資機関とつながることができる。
- ・強みや挑戦したい課題を全国の支援機関にアピールすることができる。

※支援者からのコンタクトや契約を保証するものではありません。

事業者登録はこちらから



支援者



情報を閲覧・コンタクトを送信

メリット

- ・これまで接点のなかった事業者に対してコンタクトが可能となる。
- ・効率的に事業者へコンタクトすることが可能となる。
- ・企業の支援ニーズを把握した上でコンタクトが可能となる。
- ・全国の成長を目指す事業者とつながることができる。

※支援者の登録には条件がございます。詳しくはHPをご確認ください。

支援者登録はこちらから



目次

- ① 中小企業新事業進出促進補助金
- ② 中小企業成長加速化補助金
- ③ 成長加速マッチングサービス
- ④ 省エネ診断、省エネ・非化石転換補助金**
- ⑤ IT導入補助金

すぐに取り組める省エネ!

2025年版

省エネ支援制度のご案内

エネルギーコスト削減につながるような設備の運用改善、
費用対効果が高い高効率な設備への更新など、
省エネルギー対策を支援します。

2つの省エネ支援制度について

省エネ診断事業

〔令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)〕

エネルギー使用状況を把握して、
省エネの第一歩を



省エネの専門家による
省エネ診断の費用を補助

こんなメリットが!

- 短時間でニーズに応じた診断が可能
- 費用0円で始められる省エネ対策を提案
- 省エネ取り組みの計画立案を支援

省エネ・非化石転換補助金

〔令和6年度補正 省エネルギー投資促進・事業機転換促進支援事業費補助金
(省エネルギー投資促進支援事業費補助金)〕

最長4年事業の
投資・事業計画を支援

補助金上限額
最大40億円



省エネ設備の更新にかかる
設備費等の費用を補助

こんなメリットが!

- 設備更新の初期コストを低減
- 上昇傾向にあるエネルギー価格高騰対策
- 経済活動における生産性の向上

省エネ診断を受けて、さらに省エネ設備に更新

一般社団法人
si
環境共創イニシアチブ
Sustainable Innovation Initiative

各支援制度の詳細は裏面をご確認ください

省エネ診断事業

随時受付中

事業の概要

省エネの専門家が店舗・飲食店・工場・ビル等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目を提案いたします。また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組を一気に進めていくためのサポートをいたします。

詳しくはこちら



類型	ウォークスルー診断	IT診断	新設	伴走支援 (Point)
概要	- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 - 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。	- 設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析。 - 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。		- 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 - 地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
中小企業の負担額のイメージ	5,200円～44,400円 ※診断を希望する設備の種類や設備更新期間、年間エネルギー使用量等に応じて変動	支援内容に応じて設定 ※20,000円～50,000円程度 (最大200,000円)		支援内容に応じて設定 ※10,000円～20,000円程度 (最大44,400円)

お問い合わせ先 ぱ'び'び: 0570-000-680 IP電話: 042-303-0413
受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 (土曜、日曜、祝日も可)

診断後継続的な省エネ支援を希望する場合には、
Point 診断機関による伴走支援 (設備更新計画の作成等) を受けることが可能

省エネ・非化石転換補助金

公募制

工場・事業場全体の省エネ

事業の概要

予め指定された先進設備・システムなどを活用して工場・事業場全体で大規模な省エネ化を図る事業 (I型) や、ヒートポンプや低炭素工業炉、コージェネレーションなど特定の機器を導入して電化・脱炭素目的の燃料転換を行う事業 (II型)、エネルギーマネジメントシステム (EMS) を導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) に係る経費の一部を補助し、工場・事業場全体での省エネ取組を支援いたします。

詳しくはこちら



事業区分	事業概要	補助率		補助金上限額
		中小企業等	大企業、その他	
(I) 工場・事業場型	Point SHが予め採択した③先進設備・システムへ更新等する事業 ⑤設計が伴うオーダーメイド型設備又は省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業	2/3以内	1/2以内	40億円
(II) 電化・脱炭素転換型	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業	1/2以内	1/3以内	40億円
(IV) エネルギー需要最適化型	SHに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内	1/3以内	5億円
		1/2以内	1/3以内	1億円

(注) 申請にかかる要件は、別途定められる公募要項等をご確認ください。

(I型) は、工場・事業場全体での大規模な省エネ投資をより促進するため、**省エネ効果Point** 高い高効率な設備の導入等による事業割合での取組割合を補助対象に追加。中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進法」を創設。

設備単位の省エネ

事業の概要

産業業種によらず汎用的に使われる空調や冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉などのユーティリティ設備や、工作機械や印刷機などの生産設備について、定められた基準を満たした省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) に更新する事業 (III型) に係る経費の一部を補助し、設備単位での省エネ取組を支援いたします。EMSを導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) との併用も可能です。

詳しくはこちら



事業区分	事業概要	補助率		補助金上限額
		中小企業等	大企業、その他	
(III) 設備単位型	SHが補助対象設備として登録および公表した省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業 業務用空調機 産業用ヒートポンプ 業務用冷凍機 高圧ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 家庭用 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機器付LED照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン	1/3以内		1億円
(IV) エネルギー需要最適化型	SHに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内	1/3以内	1億円

(注) 申請にかかる要件は、別途定められる公募要項等をご確認ください。

2025年公募スケジュール 1次公募: 3月31日～4月28日 2次公募: 6月上旬～7月上旬 (予定) 3次公募: 8月中旬～9月下旬 (予定)

お問い合わせ先 TEL: 03-5565-3840 ぱ'び'び: 0570-039-930 IP電話: 042-303-0420 (IV) エネルギー需要最適化型 TEL: 03-5565-4773
受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 (土曜、日曜、祝日も可)

全体スケジュール

公募説明会	2025年 2日(水)東京 3日(木)仙台、名古屋、大阪 4月 4日(金)札幌、金沢、福岡 ※開催場所はSIIホームページ(https://sii.or.jp/)より確認できます。 ※参加には、事前エントリーが必要です。 ※東京・大阪会場の公募説明会は、来場型に加えて、オンライン配信を行う予定です。
一次公募	公募期間:2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月) 交付決定:2025年6月中旬(予定)
二次公募	公募期間:2025年6月上旬～7月上旬(予定) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)

申請

審査

事業期間

事業完了

事業開始

交付決定日

発注

設置

検収

支払い

※契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。
交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

事業完了
※年度事業
2026年
1月31日まで
※複数年度事業
2029年
1月31日(最大)まで

留意事項

- 当資料は1次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率の運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のうち 先進枠	03-5565-3840
	のうち 一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(III) 設備単位型	ナビダイヤル	0570-039-930
	IP電話	042-303-0420
(IV) エネルギー需要最適化型		03-5565-4773

【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

パンフレットの記載記事・写真の無断転載(コピー)・複製・転載を禁じます。 Copyright©Sustainable open Innovation Initiative. All Rights Reserved.

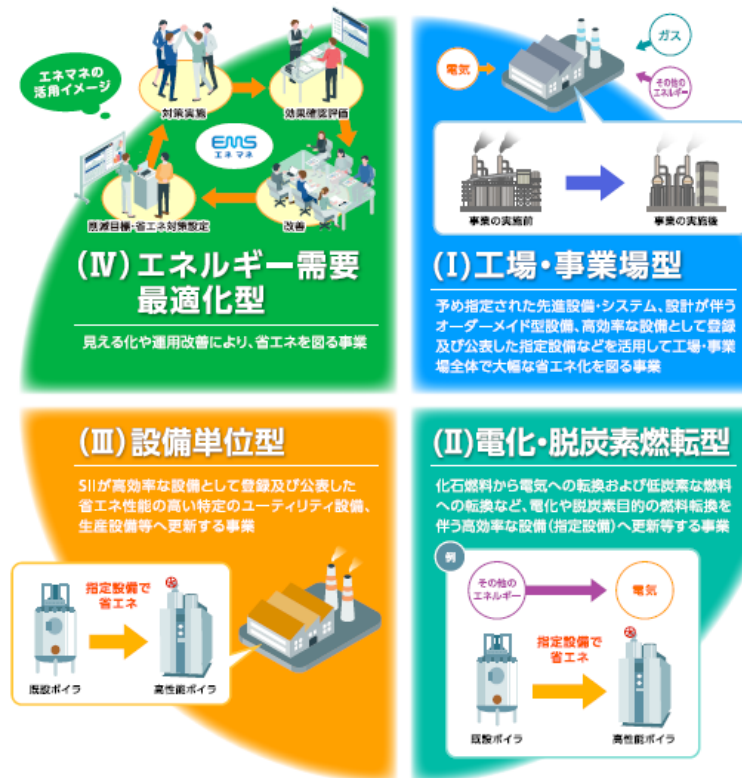
1次公募

令和6年度補正予算

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(I,II,IV)
省エネルギー投資促進支援事業費補助金(III,IV)

本事業は、省エネルギーの推進を目的に工場事業場全体と設備単位の両面から、国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を支援します。



(I)型(II)型(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。
(III)型(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。

1次公募期間 2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月)

一般社団法人
SII 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

※省エネルギー投資促進支援事業費補助金は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。

省エネ・非化石転換補助金では、設備導入を行う補助事業を4つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(I) 工場・事業場型			(II) 電化・脱炭素燃转型	(III) 設備単位型	(IV) エネルギー需要最適化型
	先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠			
事業要件	③先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業	④オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備(③指定設備) 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。		⑤指定設備のうち 電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業	省エネ効果が高い高効率な設備(③指定設備)の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 ユーティリティ設備 ① 高効率空調 (冷媒・熱源用エアコン等) ② 産業用ヒートポンプ ③ 高効率エジェネレーション ④ 産業用LED照明器具 ⑤ 商業用モータ ⑥ 蓄熱型蓄電池 ⑦ 変圧器 ⑧ 蓄熱型蓄電池 ⑨ 冷凍冷蔵設備 ⑩ 高圧ボイラ 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プレス機械 ⑬ ダイカストマシン ⑭ プラスチック加工機械 ⑮ 印刷機械 上記に該当しない「その他SIIが認めた高効率な設備」として指定した設備も対象となる。	④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネルギー効果の要件*	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ・省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：15%以上(注) ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせる上記要件を満たすことも可とする。	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上(注) 	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：7%以上 ・省エネ量+非化石使用量：500kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：5%以上(注) 	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低炭素な電化のみ) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ②産業ヒートポンプ ③業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率エジェネレーション ⑥低炭素工業炉 ※上記に該当しない「その他SIIが認めた高効率な設備」のうち、電化・脱炭素燃料に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプで対応できる低炭素な電化のみ対象となる。 ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。 (但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレイスを目指すことも求める)	原油換算量ベースで、更新範囲内において以下いずれかの要件を満たす事業 省エネ率：10%以上 省エネ量：1kl以上 経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上 ※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)	・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。 (原油換算量ベースで2%改善を目安とする)
投資回収要件	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること			
補助対象経費	設計費・設備費・工事費			設備費・工事費(電化する事業の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業等に限る	設備費	設計費・設備費・工事費
補助率	※2 中小企業等 2/3以内 ※3 大企業 1/2以内 ※4 その他	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内 対象外	1/2以内	1/3以内	1/2以内 1/3以内
補助金限度額	単年度事業 【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度 複数年度事業 【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度 連携事業 【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度 【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度 【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【下限額】100万円/年度 【下限額】100万円/年度 【下限額】100万円/年度	【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体

(I)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること、トポプランナー制度対象機器を導入する場合は、トポプランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業等に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※あなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネ効果等を報告できること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告義務を課示する制度への参加を要し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、あなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)であり、「あなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要綱等を参照すること。

※4 その他とは、あなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用)に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化) 単独申請可能なツールの拡大		クラウド利用料(最大2年分)		サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円~150万円
補助率	中小企業: 1/2 最低賃金近傍の事業者(※2): 2/3	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)・(c): 2/3	~50万円以下: 3/4 (小規模事業者: 4/5) 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してから現場移動、帰社してから退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

インボイス枠

- インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

- 申請受付開始日 3月31日(予定)
- 通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、電子取引類型)、セキュリティ対策推進枠
 - 第1次申請締切日 5月12日(予定)
 - 第2次申請締切日 6月16日(予定)
 - 第3次申請締切日 7月18日(予定)
- 複数社連携IT導入枠
 - 第1次申請締切日 6月16日(予定)

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

各補助金の説明資料・動画一覧

関東経済産業局のウェブサイトにて、経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）のうち、中小事業者向けの主な支援策について、**資料及び解説付きの説明動画**をご覧ください。

施策説明資料・動画一覧

経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）に関する資料及び説明動画を公開しました

関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、資料及び解説付きの説明動画を作成しました。

分かりやすく説明していますので、是非御覧ください。

中小企業関連施策資料

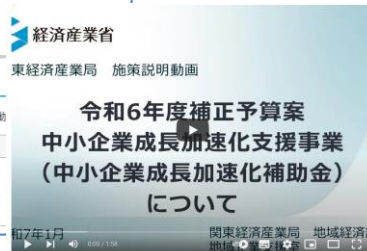
- 令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案関連のポイント（中小企業庁のサイトへ）
- 経済産業省Webページ（経済産業省のサイトへ）

施策説明動画一覧

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等

下記表の（動画）と表記されているリンクはYouTubeサイトの経済産業省管理チャンネル「metichannel」内、該当動

説明施策	事業概要
- 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）（動画） （中小企業生産性革命推進事業） - 資料はこちら（PDF：339KB）	費上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円を超える中小企業を目指す企業の大胆な投資を支援します。



https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/movie_index.html



note

メディアプラットフォーム「note」の関東経済産業局公式アカウントにて、**施策情報**や管内のホットな**企業・経営者**などを、**画像やストーリーを交えて発信**しております。ログイン不要でどなたでもどこからでも閲覧可能です。ぜひお読みください！



ねじのように思いをつなげ、形をつくる

14

関東経済産業局
2024年10月18日 15:00

経営者の情熱を発信する「Project CHAIN」第47弾。今回は静岡県浜松市に本社を置く橋本雄子（はしもとらし）株式会社の橋本秀比呂（はしもと・ひでひろ）取締役会長にインタビューしました。同社は一般規格ねじの販売及びオ



「協力が会社があって当社の事業が成り立つ」サプライチェーンを意識して防災・減災力の強化に取り組む！

18

関東経済産業局
2023年9月11日 17:30

事業継続力強化計画とは？

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目的とした中小企業向けの事前対策計画です。

<https://kanto-meti-gov.note.jp/>



ご清聴ありがとうございました

本資料のお問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課 遠藤 友護

電話 048-600-0272